

質疑・回答書

| 告示番号 | 豊中市告示第188号 | 件 名 | 豊中市伊丹市クリーンランド余熱利用施設解体工事 |
|------|--|-----------------------------|-------------------------|
| No | 質疑事項 | 回 答 | |
| 1 | 竣工図 構造51・52図に記載がある親杭横矢板は、現状残置してあると考えてよろしいでしょうか。 | 残置されていることを前提としてください。 | |
| 2 | 発注仕様書 2共通仕様 2.2工事摘要範囲(15)において工所用仮囲い(H=3.0、L=約300m)の記載がありますが、別紙1 建築物解体標準仕様書 4 仮設工事においては仮囲いはフェンスバリケード(H=2.0m)の記載があり相違しております。再度仮囲いの仕様についてご指示願います。 | 共通仕様優先し、工所用仮囲いの高さは3.0mとします。 | |
| 3 | 残置地下躯体との縁切は、カッター切(ウォールソーイング工法)によると考えてよろしいでしょうか。ご指示願います。 | お見込みのとおりです。 | |
| 4 | 発注仕様書 3特記仕様 3.1解体範囲及び施工手順に記載のある解体範囲図と竣工図P14 配置図に記載のある解体範囲が相違しております。発注仕様書が正と考えてよろしいでしょうか。ご指示願います。 | 発注仕様書を正とします。 | |

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

| 告示番号 | 豊中市告示第188号 | 件 名 | 豊中市伊丹市クリーンランド余熱利用施設解体工事 |
|------|--|--|-------------------------|
| No | 質疑事項 | 回 答 | |
| 5 | 別紙1 建築物解体標準仕様書2一般事項(27)に記載がある家具・備品類等の集積撤去は、添付資料・厨房機器リストのみと考えてよろしいのでしょうか。ご指示願います。 | お見込みのとおりです。 | |
| 6 | 入札前に現地調査は可能でしょうか。ご指示願います。 | 不可とします。 | |
| 7 | 本工事において汚染土の置換工事は解体範囲内(約4380m ²)全ての土(GL-2.0m以上)を再生碎石にて置換すると考えてよろしいのでしょうか。ご指示願います。 | 3. 1 解体範囲及び施工手順を参照してください。 | |
| 8 | 発注仕様書 2共通仕様 2.8アスベスト対策等の(3)において北面にはアスベストを含有する塗材が使用されているとあります。当該アスベスト除去は本工事に含むのでしょうか。または工事着手時の調査後に設計変更の対応となるのでしょうか。本工事含むのであれば除去範囲(数量)及び除去工法についてご指示願います。 | 石綿含有量調査結果を踏まえた労働基準監督署等との指導に基づき適切に取り扱うものとします。なお、調査及び取り扱いに係る費用等については、別途協議とします。 | |

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

| 告示番号 | 豊中市告示第188号 | 件 名 | 豊中市伊丹市クリーンランド余熱利用施設解体工事 |
|------|---|---------------------------------|-------------------------|
| No | 質疑事項 | 回 答 | |
| 9 | 発注仕様書 2共通仕様 2.8アスベスト対策(4)においてPCB及び低濃度PCBを含む廃製品並びにPFOSを含有する可能性のある消火器等の所在が疑われる場合の対応について記載がありますが、この場合の分析及び当該廃製品の取り扱いについては設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。ご指示願います。 | 調査及び取り扱いなどの必要が生じた場合は、別途協議とします。 | |
| 10 | 発注仕様書 2共通仕様 2.2工事適応範囲(14)において、残置構築物の覆蓋と記載がありますが、覆蓋工事の内容が不明です。指示願います。 | 3. 7 残置構造物保全・監視設備設置工事を参照してください。 | |
| 11 | 別紙1建築物解体標準仕様書 6 整地工事において(1)撤去建物跡は指示レベルまで整地、転圧とありますが、指示レベルは現状GLと考えてよろしいでしょうか。ご指示願います。 | 図3 本工事の整地工事と跡地整備工事の関係を参照してください。 | |
| 12 | 別紙1 建築物解体標準仕様書 4 仮設工事(2)において外部足場は全面防音シート張の記載がありますが、同5 解体撤去工事においては、防音パネルで囲むことと記載があり相違しております。再度外部足場の養生方法について指示願います。 | 防音パネルとします。 | |

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

| 告示番号 | 豊中市告示第188号 | 件 名 | 豊中市伊丹市クリーンランド余熱利用施設解体工事 |
|------|--|---|-------------------------|
| No | 質疑事項 | 回 答 | |
| 13 | 別紙3 土壤汚染調査要領の概要では、調査対象地における土壤汚染調査を、第1段階の「GL以浅の建築物解体撤去後に残置構造物区域を除く調査対象地」と第2段階の「将来の土地利用に伴い必要となる形質変更時に残置構造物区域」の2段階に分けて実施することとされています。同じく調査要領の「3. 4 土壤採取および公定法分析」には、敷地内において60箇所を想定するとされています。概要に従って残置構造物の位置を想定し、「残置構造物を除く区域」の箇所数と「残置構造物区域」の箇所数に分け、異なる時期に土壤採取を行うものとするればよろしいでしょうか。ご指示願います。 | 残置構造物区域については、将来の土地利用に伴い必要となる形質変更時に土壤調査を実施するものであり、本工事の対象としていません。土壤採取地点については、変更する必要がある場合は、別途協議とします。 | |
| | | | |
| | | | |

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp